

別表第2 学校感染症の種類(第12条関係)

	感染症の種類	出席停止の期間の基準	考え方
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る) 感染症予防法に規定される新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで	感染症法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない 飛沫感染する感染症で児童生徒のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発しんが消失するまで	
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの

※令和5年5月8日に施行された学校保健安全法施行規則第18条及び第19条に基づく